

京の老舗表彰の対象企業について

この表彰の対象となる企業の要件は、以下のとおりです。

I 表彰対象とするもの

社会経済情勢の変遷の中で創業者の精神を守り、伝統の技術・商法を継承し、他の企業の模範となってきたもので、原則として同一業種で100年以上にわたり（本年度については大正11年12月31日以前から）、京都府内に主たる事業所を置き営業を中断なく継続している企業（法人・個人）で、次の産業に属するもの

（建設業、製造業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業（風俗営業（お茶屋業を除く）、娯楽業（映画業を除く）、医療業・保健衛生、宗教、教育、自由業等を除く）

（注1）京都府内に主たる事業所を設置していることが要件ですが、事業所については「主たる」ものであり、本店に限定しているわけではありません。重要な支店が府内に設置されており、その支店自体が京都企業として業界において認知を受けておれば、「主たる事業所」と認められます。

（注2）個人⇔法人間の営業形態の変更は認めます。

（注3）創業時の業種・取扱商品が、時代の変遷とともに発展的に変化するなど関連性のある業種へ転換した場合も同一業種と認めます。

（例） 燃料商（薪炭）→燃料販売（LPガス白灯油等）
生糸商→織物製造業

※ 営業年数算定の特例

昭和12年以降の戦時下にあって、出征等により一時休業あるいは統制により、合併・休業したものが、概ね昭和26年までに営業再開（独立分離）した場合は、この休業期間は年数の算定に含めます。

概ね昭和26年までの営業再開としていますが、1～2年の再開の遅れについては考慮します。

II 表彰対象外とするもの

- 1 昭和43年開庁記念「京の老舗」表彰又は昭和60年～平成6年度、平成9年度、平成13年度、平成17年度、平成21年度、平成25年度～令和3年度に「京の老舗」としての表彰を既に受けた企業
- 2 営業の継続・商号の使用に関し、訴訟その他の紛争の当事者となっているもの
- 3 知事の表彰を受けるにふさわしくない事実のあるもの
 - ① 過去その業務に関し、処罰を科せられているもの
 - ② 倒産歴等のある企業

（但し、倒産後すみやかに再建し、現に事業活動が積極的であり、かつ旧債権者との関係が円滑であると認められるものは、この限りではありません。）

III その他

- 1 経営の分割が行われた場合、名称・営業本拠の縦承等から総合的に判断し、いわゆる「本家」と思われる企業のみ分割以前の業歴を認め、「分家」については分割時点をもって創業とします。
- 2 この表彰は、当該企業の経営権が買収等によらず同族間で円滑に縦承されていくことを「モデルケース」とします。ただし、後継者がいないか、あるいは有力な従業員が事業資産（店舗、得意先等）を円滑に引継いでいる場合や、買収等によらず社員間の大勢の合意のもとに円滑に代表権が継承されるもの等も認められます。
- 3 虚偽申請の事実が判明した場合は、表彰の取消等を行います。
- 4 申請企業には、個別に現地調査を実施するほか府税滞納の有無を府税務課に確認しますので、御了承ください。

個々の事案については、京都府商工労働観光部染織・工芸課に御相談ください。